

1. 平成24年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成24年6月12日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定について
- 日程5 議案第121号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第122号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程7 議案第123号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第124号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第125号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程10 議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）
- 日程11 議案第127号 工事請負契約の締結について（消防デジタル無線整備事業）
- 日程12 議案第128号 工事委託変更協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）
- 日程13 議案第129号 工事委託協定の締結について（特環 大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務）
- 日程14 報告第3号 平成23年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程15 報告第4号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程16 報告第5号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程17 報告第6号 平成23年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について
- 日程18 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程19 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成24年1月・2月・3月分 一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、議案が11件、報告が6件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまから平成24年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時34分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には5番 兼山悌孝君、6番 野田龍雄君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月5日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月29日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月12日から6月29日までの18日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

また、齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございました。

◎市長あいさつ

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より、ごあいさつをいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成24年第3回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げ

たいと存じます。

本日、平成24年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいま永年勤続表彰伝達が行われましたが、池田喜八郎前議員、並びに武藤忠樹議員におかれましては、まことにおめでとうございます。お二方には、それぞれのお立場で、今後ともますます御活躍されますことを祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、若干の報告をさせていただきます。

いよいよ7月14日には郡上おどりが、7月21日には白鳥おどりが開幕をいたします。これに先立ちまして、去る6月2日には、京都岐阜県人会が中心となって、「第5回郡上おどり in 京都」を京都市役所前広場で開催されました。関西に在住されている郡上市出身者をはじめ約1,500人の皆さんが、一足早く「郡上おどり」を楽しまれ、開幕に向けてよいPRができたものと喜んでおります。

また、来たる6月30日、7月1日の両日には、ことしで19回目となる「郡上おどり in 青山」が開催されることとなっております。

次に、ぎふ清流国体相撲競技会まで、本日6月12日で、あとちょうど110日となりました。庁舎入口にカウントダウンボードを設けまして、市民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

また、過日、ぎふ清流国体郡上市実行委員会主催による「第7回郡上市スポレク祭・長良川清流ウォーク」が、6月3日でしたが、開催をされました。白鳥町の長良川鉄道白山長滝駅から白鳥ふれあい創造館までの約6キロのコースを、園児から80代までの市民の皆さん108人とスタッフが参加をいたしまして、ウォーキングを楽しみました。

また、その際、国体カウントダウンボードの除幕式や、国体マスコットのミナモの登場など、国体PRも行われたところでございます。今後、炬火リレーなども予定をされており、これから気運を盛り上げていきたいと考えているところでございます。

次に3点目でございますが、ことしの夏は、全国的に厳しい電力需給が予想されています。特に西日本の各地域では、深刻な電力不足も見込まれております。中部電力管内だけを見れば、一定の供給予備率を確保できるものの、需給ひっ迫が見込まれる地域への融通電力を確保するため、国からこの中部電力管内地域においても、節電要請がなされております。

郡上市役所におきましても、市庁舎の節電目標を、昨年度、平成23年度と同じように、平成22年度実績を基準として18%の節電目標を設定したところでございます。市民の皆様にも、夏季に電力需要が特に高くなる平日午後1時から午後4時の時間帯を中心に、昨年同様、適切な空調温度の設定や不要照明の消灯に努めていただくなど、節電への御協力をさせていただきますよう呼びかけてまいりたいと思います。

次に、もう一件でございますが、けさの新聞報道等で既に御承知のことと思いますが、昨日、国土交通省は、岐阜県が事業主体となって建設をする「内ヶ谷ダム」への補助を継続するとの決定をしたということでございます。このことについて、昨日夕方、県の県土整備部長から私のほうへも電話連絡がありました。今後、事業の進捗により、一日も早く長良川が安全な川となることを願っているところでございます。

それでは、今議会において、御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、人事案件についてであります。

議案第119号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

委員1名について、平成24年9月30日をもって任期満了となるため、再任について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の制定・改正関係であります。全部で5件でございます。

まず、議案第120号は、郡上市暴力団排除条例の制定についてであります。

市民の安全で平穏な生活を確保し、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、社会全体で暴力団の排除を推進するため、この条例を定めようとするものであります。

次に、議案第121号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。

郡上八幡コミュニティバスに1日乗車券を新設することに伴い、料金表を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第122号は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられたことに伴い、郡上市内部組織設置条例ほか4条例について所要の規定整理を行うため、この条例を定めようとするものであります。

議案第123号は、郡上市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、下水道の除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例等を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第124号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、大変長い名前の省令でございますが、この省令の一部改正等に伴い、電気自動車用の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を加えるなど、所要の規定を整備するため改正をしようとするものであります。

続きまして、議案第125号は、平成24年郡上市一般会計について、予算の補正をお願いするもの

であります。

主な内容といたしまして、まず歳出では、ミニ行政パートナー事業173万8,000円、中学校校舎等整備事業、これは旧和良中学校の校舎の解体撤去でございますが、これに6,015万5,000円、現年補助災害復旧事業、これは公共土木施設災害でございますが、これについて1,550万円、それから清流の国ぎふ森林・環境基金事業、8事業につきまして912万7,000円、県産材需要拡大施設等整備事業につきまして1,041万円の増額等であります。

一方、その財源としての歳入では、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,033万8,000円、県産材需要拡大施設等整備事業県補助金1,041万円、清流の国ぎふ森林・環境基金事業県補助金815万6,000円、財政調整基金繰入金6,749万3,000円、市債760万円等が主なものでございます。以上、歳入歳出それぞれ1億3,038万7,000円の追加補正をお願いするものであります。

議案第126号は、財産の無償譲渡についてであります。

地縁団体認可に伴い、これまで市名義となっておりました木尾自治会所有の土地を当該自治会に無償譲渡の手続をしようとするものであります。

議案第127号は、消防デジタル無線整備事業について6億4,575万円で、工事請負契約を締結しようとするものであります。

また、議案第128号は、特環美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務について、8,500万円を減額する工事委託変更協定を締結しようとするものであります。

議案第129号は、特環大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務について、2億8,800万円で工事委託協定を締結しようとするものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要でございます。このほか、平成23年度郡上市一般会計ほか2特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告、及び郡上市土地開発公社決算並びに事業報告、専決処分の報告1件がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。平成24年6月12日、郡上市長 日置敏明。よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。

◎議案第119号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） それでは、日程3、議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

住所が、郡上市明宝畑佐310番地4、氏名、伊藤正夫、生年月日、昭和21年12月3日。65歳でございます。

この伊藤さんにおきましては、再任ということをお願いしたいということでございます。平成24年9月30日をもって任期満了となるということでございます。

また、現在、委員歴2期ということで、6年の任期を遂行されているということで、非常に人権擁護活動においても積極的に取り組んでおられるということで、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案第119号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第120号から議案第124号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定についてから、日程8、議案第124号郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

議案第120号から121号につきまして、市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは初めに、議案第120号 郡上市暴力団排除条例の制定について。

郡上市暴力団排除条例を次のとおり定めるものとする。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、市民の安全で平穏な生活を確保し、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、社会全体で暴力団の排除を推進するため、この条例を定めようとするものでございます。

一枚おめくりをいただきますと、提案をいたしました条例本文がでございます。

第1条では、この条例を制定する目的をここに定めておりますが、暴力団の排除に関しまして、

基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするというものでございます。

第2条におきましては、用語の意義、定義をしております。

この暴力団という定義につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する文言がございまして、暴力団とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に、また常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体、こうした定義がございまして、条例はこれに基づくものでございます。

第3条におきましては、基本理念ということで、反社会的存在であるということを暴力団につきましても認識をし、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しない、これを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに、社会全体で推進するということを定めております。

第4条は、市の責務であります。

市民の協力を得るということとともに、関係機関団体との連携、それから十分広報と啓発、排除に関する施策を総合的に推進するというところでございます。また警察への情報提供につきましても、第2項において定めております。

第5条につきましては、市民及び事業者の責務でございます。

こうした基本理念にのっとり、自主的な協力、またその施策に対する協力をお願いするものでございます。特に暴力団を利用することにならない、あるいは関係を持つことにならない等々につきましても、市民の責務として定めるものでございます。

第6条につきましては、不当要求行為等に対する措置ということで、市は、暴力団等からの不当要求行為があった場合は、拒否し、適正かつ円滑な職務の執行を確保する。必要な措置を講ずるということでございます。

このことにつきましては、郡上市になりました以来、郡上市におきましての不当要求防止に関する要項を定めております。既に副市長を委員長としまして、庁内に「不当要求行為等防止対策委員会」を設置しておりまして、先般も警察の刑事課長をお招きして研修をしたところでありますが、こうした対策につきましては、組織的にはこれまでも対応しております。そうした措置をしっかりとやっていくということをここに定めております。

第7条につきましては、市の事務及び事業における措置、入札に参加させない等、あるいは事業において暴力団を利用することにならない、あるいは密接な関係を有する者は入札に参加させないというふうな必要な措置を講ずるということをそこに定めております。

第8条につきましては、公の施設の使用における措置ということで、公の施設を暴力団の活動の

用に供されないということ等につきまして定めることとしております。

第9条につきましては、市民及び事業者に対する支援ということで、よくあります暴力団事務所の、郡上市には今ありませんが、撤去運動、あるいはその排除のための活動という市民運動につきましては、警察署と緊密に連携をしてその必要な支援を行うというものでございます。

第10条、青少年に対する指導等、これは青少年の育成に携わるものにつきましては、こうした暴力団の排除の重要性を認識し、こうした視点に立って、青少年に対して指導・助言、その他適切な措置を構ずるということでございます。

第11条は、利益の供与の禁止ということで、市民及び事業者、暴力団の威力を利用する目的、または活動もしくは運営に協力する目的で、暴力団員等、または暴力団員等指定した者に対して、金品、その他財産上の利益を供与してはならないと。

第12条、祭礼等からの暴力団の排除ということで、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場における多人数が特定の目的のために一時的に集合するような行事、その主催者またはその運営に携わる者は、暴力団を利用すること。あるいは暴力団員であることを知りながら関与させること。また露天、屋台、その他これらに類する店を出店しようとする者が、暴力団員であることを知りながらこれに出店させること。こういうことをしてはならないということとしております。

ちょうど昨年の郡上おどり運営委員会におかれましては、先行してこの手続をとられたところでございます。こうしたものも今回の条例にはもっております。

附則におきましては、公布の日から施行するということでございます。

岐阜県におきましても、「岐阜県暴力団排除条例」が平成22年12月に公布されておりました、昨年23年4月1日に施行をされております。岐阜県下の状況では、21市中、既に7市におきまして、この暴力団排除条例が制定・施行されております。ことしの夏までに、さらに9市がこうした条例を制定し施行されるということでございますので、おおむねこの夏のこの郡上のタイミングとしましては、県下におきましても、各市8割以上の市において、こうした整備がなされていくということでございます。

なお、昨年23年2月14日に、郡上市長、それから郡上警察署長の間におきまして、郡上市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書が締結をされておりました、これまで既に昨年の段階で、契約に関する暴力団排除に関する措置要項、あるいはそうした情報の照会手続要項等を定めて、この合意書の適用を図ってきているところでございますが、今般のこの条例をもちまして、市、市民、事業者、または関係機関団体が相互連携をしまして、こうした暴力団排除に関する運動、施策を相互的に推進するということを目指すものでございます。御審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第121号でございます。よろしく願いいたします。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上八幡コミュニティバスに一日乗車券を新設することに伴い、料金表を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

一枚おめくりをいただきますと、今般の一部改正のところがございますが、別表に次のように加えるということで、一日乗車券利用料金、郡上八幡コミュニティバスを200円ということでございます。施行につきましては、7月1日ということを見込んでおります。

もう一枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。ただいま申し上げましたように、郡上八幡コミュニティバス、いわゆる「まめバス」ですけれども、一日乗車券利用料金として200円というものを料金表の中に追加するというところでございます。

本日、お手元に、けさ、この郡上八幡、ぎっしり「まめバスマップ」というものを配付させていただきました。これは、この4月26日に「まめバスを応援する会」の団体の皆様から、郡上市に製作したので御利用いただきたいということで御寄附をいただきました。また、関係の観光協会初め、観光施設等にも自主的にお配りをなっておられるものでありまして、「まめバス」を有効活用するというふうなことで、市民の皆さんの資金を含めて大変なお骨折りでこうしたものをつくっていただいております。

この「まめバスマップ」の御提案、御寄附をいただいたときにも話題となったことでありますけれども、せっかくこのバスがこのように運行しておりますので、一つは、市内の観光施設のこの何といいますか、共通券がありますが、そういうものを御利用していただく際に、こういうものと提携ができないか、あるいは長良川鉄道で郡上市へ、郡上八幡駅になるわけですが、お越しになった方がこういうものを御利用して、より多くの周遊を楽しんでいただくということができないかというような御提案もございます。

以前からこうした検討をしておったわけでありまして、1つは、観光客の皆様に対しまして、そうした観光施設の入場券等とタイアップして、これを販売することによりまして、より多くの滞在周遊観光に資する、そして結果的には観光消費額をふやしていくということでございます。

そして、もう一つは、地元の皆様につきましても、例えば病院に行って、自宅に帰るところが、薬屋さんへ回って帰る、あるいは場合によりましてはお友達のところに寄って帰る、買い物をするということが、この一日券において、1つで200円で、往復する金額でそうした周遊ができると、こういうふうなメリットが生まれてくるのではないかというふうに考えております。

あわせて郡上市といたしましては、現在、600万円弱の収支がございますけれども、これを収入増へ向けましての取り組みとしても、これを活用させていただきたいと考えております。このほかの自主運行バスにつきましても、こうしたものが有効かどうかにつきましては部内で検討をさせて

いただきたいというふうに考えております。今回はまめバスについての御提案でございます。

なお、販売につきましては、バスの車内、また城下町プラザを初めとして公社の関係機関、それから市役所というところで販売をさせていただきまして、手数料としては要綱で、基礎額2,000円プラス取扱高の5%というふうな手数料のお支払いをするということとしておりますし、また割り引きにつきましては、他の自主運行バスと同様でございます。障がい者、また子ども、小学生以下につきましては半額の措置と、こういうことになりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 続いて、議案第122号から123号に関しましては、総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第122号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられたことに伴い、郡上市内部組織設置条例ほか4条例について所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするということでございます。全部で5条例の改正を行いたいということでございます。

それで、新旧対照表のほうを見ていただけますか、1ページでございます。

まず、内部組織設置条例の一部改正でございますが、この部分の旧のところに分掌事務とございます。第2条の10でございますが、この部分に「戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること」とございます。これを住民基本台帳法の改正によって、「戸籍及び住民基本台帳に関すること」ということに改めてさせていただきたいということでございます。

2ページの郡上市印鑑条例の一部改正でございます。

まず、ここの登録資格でございますが、旧を見ていただきますと、（2）でございます。この部分に「外国人登録法の規定により、本市の外国人登録原票に登録されている者」とございます。この部分が削られまして、2条関係、あと（1）について、改めて新しく第2条のほうへ登録資格という形で改正させていただきます。

また、4条の登録の関係でございます。ここにおいても、「又は外国人登録証明書の提示」とございますが、この部分を削らせていただくというものでございます。

そして、5条の登録をすることができない印鑑の部分でございます。ここにおいても、「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている」という形になってございますので、この部分についても住民基本台帳に記録されているという形で改めてさせていただくものでございます。

続いて、郡上市の手数料条例の一部改正でございます。この分は別表を改めるものでございます。

まず、旧のところの事務の内容のところの11でございます。この部分に「外国人登録原票に登録した事項に関する証明書等の交付」ということで、手数料の名称と、また単位等もございますが、この部分を削るものでございます。そのために以降の12等が1個ずつ繰り上がるという形でございます。

また、次のページの旧のところ、11が削られたことによりまして、「1から14」とございますが、新しくは「1から13まで」という形での改めでございます。

続いて、郡上市霊柩車の管理に関する条例の一部改正でございますが、この部分の3条の使用の範囲等でございます。ここにおいても、「又は外国人登録原簿に登録され」というふうになってございますが、この部分を削るものでございます。

6ページの郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、この部分においても、第5条関係の斎場使用料のところの下備考の部分でございますが、ここにおいても「又は外国人登録原簿に登録されている」という形になってございますが、新しくはこの下線部分を削るものでございます。

以上が122号の説明でございます。

続いて、議案第123号でございます。

郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、下水道の除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例等を改めるため、この条例を定めようとする。

まず、税条例の資料のほうを見ていただけますか、資料のほうの改正の概要がございます。今回地方税法のほうで、公害防止用設備に係る固定資産税の課税の特例措置が下水道の除害施設については、平成24年の3月31日までに取得されたものに対して課税の4分の3とすることとなってございます。今回の改正によって、27年の3月31日まで3年間延長するというものが地方税法で定められてございます。

その上に、課税標準の特例割合については、今回法律の範囲内において条例で定めるということとされています。その中で、今回郡上市においては、参酌基準とされている4分の3と、条例で定めてございます。

2番の特定都市河川流域における雨水貯留施設に係る課税の特例でございますが、これにおいても、今までの地方税法で定められておった24年3月31日までのものを今回27年の3月31日まで3年間延長ということでございます。これも同じく課税の特例割合については、法律の範囲内において条例で定めることとなりました。それによって、郡上市においては参酌基準とされている3分の2

というふうにしたものでございます。

それで、新旧対照表を見ていただきますとございますが、新しく新旧対照表10条の2、ここにおいて「法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする」という形で、下水道の除害施設の関係が新たに入ってきました。

また、2でございますが、「法附則第15条第10項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする」という形で、これが特定都市河川流域における雨水貯留浸透に係るものでございます。新たに10の2に入ったことによりまして、今までの第10条の2項が第10条の3に繰り下がるという形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） では、議案第124号、これにつきましては、消防長 川島和美君お願いします。

○消防長（川島和美君） それでは、議案第124号について説明をさせていただきます。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、電気自動車用の急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を加える等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

今回の火災予防条例の一部改正であります、2点あります。

まず、1点目は、今提案理由で説明をさせていただいたように、近年電気自動車の普及に伴いまして設置が進められております電気自動車用の急速充電設備、これが対象火気設備に加えられました。ということで、この設備に関する構造とか、管理について、その基準を火災予防条例に設けるというものであります。これが第1点。

2点目には、危険物の規制に関する政令というのがありますが、この政令に「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」というのが危険物の品名に加えられたということでありますが、この危険物に加えられたことによりまして、後ほど少し説明しますが、少量危険物と言いますが、少量危険物は、この火災予防条例で規定をしております。その関係で、この危険物の技術上の基準、それから位置、構造、設備等についての経過措置、猶予期間ですが、経過措置を火災予防条例で規定をするというものであります。

めくっていただいて、改正条例の本文がございます。

最初に、第11条の第1項中、「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に「次の1条を加える」ということで始まっております。

第11条の2については、急速充電設備のことが規定してあります。この第11条の2は、今の急速充電設備の位置、構造または管理の基準をそれぞれ第1号から、次のページになりますが、第14号まで細かく規定をしております。第2項、第3項についても、この急速充電設備の関係であります。

ここまでの充電設備の関係でありまして、2点目の「附則に次の4条を加える」ということで、第5条、それから次のページへ行きまして6条、7条、8条とありますが、この部分が2点目の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の経過措置を設ける部分のところであります。

附則としまして、施行期日、1として、「この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定」云々とありますが、7月1日から施行するのは、今の炭酸ナトリウムの関係の部分であります。

次の12月1日から施行するというのは、急速充電設備の部分であります。経過措置としまして、「この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の郡上市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない」ということですが、平成24年の12月1日現在で、既に設置されている充電設備、これが今回規定をするものに合わなくても、遡及適用はしない、さかのぼって適用はしないということであります。ちょっと表現が難しいかもしれませんが、あと新旧対照表のほうで、少し説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目です。

まず、第11条、変電設備のことが規定してあるわけですが、ここではアンダーラインの部分ですけども、「及び次条に掲げるものを除く」ということで、急速充電設備について、変電設備からの部分から除くという意味であります。ちなみに、きょう現在、充電設備については八幡に1件あります。そのほかについては、こういった車両の充電設備は、現在まだ入ってきておりません。

次に、第11条の2、ここが急速充電設備に関係する部分であります。1号からずっと、次のページ、それからさらに次のページ、14号まで急速充電設備の位置、構造及び管理に関することが細かく決めてあります。

参考までに1号を読みますと、「その筐体は不燃性の金属材料で造ること」、筐体というのは、設備をおさめた箱のことなんですけど、箱は金属材料でつくること、それから2号は、「堅固に床、壁、支柱等に固定すること」というようなことで、細かく急速充電設備の位置、構造等が規定してあります。

新旧対照表の3ページ目の一番下段になりますが、内燃機関を原動力とする発電設備、これはエンジンつきの発電機ということなんですけど、これの12条、それから次のページの12条の2項、3項、4項ですが、これは各2項、3項、4項において、それぞれ1カ所ずつアンダーラインの訂正部分がありますが、これは旧のほうでは「前条」という表現になっておりますが、結局1条を加えられましたので、この前条というのは変電設備のことを指すわけですが、1条を加えられたとい

うことで、新のほうでは「第11条の1項」というふうに改正をしております。

続きまして、新旧対照表の5ページをごらんください。

この部分は、2点目の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物という部分の規定であります。この炭酸ナトリウム云々というのは何かといいますと、漂白剤とか、台所用洗剤、それから配管洗浄剤等の成分に使われるものです。主に漂白剤の成分に使われるというふうに言われております。

危険物規制というのは火災予防条例で定める、先ほど言いました少量危険物というのがあります。少量危険物というのは、表現としましては3行目、「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」というふうにあります。指定数量というのが定められております、危険物におきましては。

例えば、ガソリンですと、指定数量は200リッターということです。5分の1以上ということは40リッターですので、40リッターから200リッター未満を貯蔵する場合は、この火災予防条例で規制をすると、200リッター以上ということになりますと、これは火災予防条例よりも上の上位法で規制をされていくわけです。今回は炭酸ナトリウムが危険物に加わったということで、火災予防条例で規制する今の少量危険物についての部分の経過措置を設けるということでありまして。

第5条の第1項の第1号、2号というふうにあります。この部分は、要は配管の基準のことが書いてあるわけですが、この1号、2号に適合していれば、火災予防条例の配管基準は適用しないということでありまして。

次の6ページ目ですが、第6条については、内装容器の表示のことが書かれております。表示については、平成25年の12月31日までは適用しないということで、それ以降は表示をしてくださいということになります。

第7条につきましては、これは少量の共通基準、それから屋内貯蔵所の基準、それから屋外タンクの基準というような部分で、このことにつきましては、先ほどの第5条第1項の1号、2号に適合していれば、平成25年の6月30日までは適用をしないというものであります。

最後の第8条につきましては、先ほど言いましたように、炭酸ナトリウムが少量危険物になりますので、その届け出については、平成24年12月31日までに消防長に届け出るということになっております。ちょっと難しい部分があったと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第120号から議案第124号までの5件については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号から議案第124号までの5件については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第120号から議案第124号までの5件については、会議規則第46条第1項の規定により、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号から議案第124号までの5件については、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前10時32分)

○議長(清水敏夫君) 会議を再開いたします。

(午前10時41分)

◎議案第125号について(提案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程9、議案第125号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明については、簡略にお願いいたします。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第125号 平成24年度郡上市一般会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,038万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億9,880万5,000円とする。

2については、省略させていただきます。

3、債務負担行為、第2条、債務負担行為の追加、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」、追加、郡上市高等技能訓練促進費84万6,000円でございます。

「第3表 地方債補正」、変更、辺地対策事業債、これは補正後のみの金額でお願いします。6

億1,960万円、補助災害復旧事業5,240万円、合計35億3,800万円でございます。

続いて、8ページでございます。

補正額までの朗読とさせていただきます。歳入、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金1,033万8,000円、国庫補助金、消防費国庫補助金126万円、県支出金、県補助金、民生費県補助金112万3,000円、農林水産業費県補助金2,106万6,000円、災害復旧費県補助金114万2,000円、県委託金、総務費委託金49万9,000円、教育費委託金20万円、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入992万円、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金6,749万3,000円、特定目的基金繰入金109万5,000円でございます。

続いて、諸収入、受託事業収入、農林水産業費受託事業収入92万5,000円、雑入、雑入772万6,000円、市債、市債、農林水産業債250万円、災害復旧事業債510万円。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費34万1,000円、財産管理費92万5,000円、企画費455万4,000円、選挙費、市長選挙費、財源内訳の変更のみでございます。統計調査費、基幹統計調査費49万9,000円。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、これは財源内訳の変更のみでございます。児童措置費39万5,000円、保育園運営費19万2,000円でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費70万9,000円でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費122万1,000円でございます。林業費、林業振興費1,731万6,000円でございます。林道費500万円。

商工費、商工費、観光施設費411万4,000円。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費992万円。

消防費、消防費、非常備消防費150万円。災害対策費、財源内訳の変更のみでございます。

教育費、教育総務費、事務局費20万1,000円、学校通学対策費63万円でございます。続いて、中学校費、教育振興費、これ財源内訳の変更のみです。学校建設費6,015万5,000円、社会教育費、公民館費54万8,000円、図書館費80万円、文化財保護費250万円、社会教育施設費243万4,000円でございます。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧費93万3,000円、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費1,550万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第125号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第126号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程10、議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第126号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産でございます。

種別につきましては、全部土地でございます。

所在地については、郡上市美並町上田でございますので、字名以降を読み上げさせていただきます。

それでは、郡上市美並町上田字梅ヶ尾3458番地1、地積、3,894平方メートル、保安林でございます。

中洞奥3464番地12、8,133平方メートル、山林でございます。

中洞奥3464番地19、4,519平方メートル、山林。

高山3494番地13、4,859平方メートル、山林。

高山3494番地30、6,028平方メートル、山林。

露洞3547番地1、6万3,526平方メートル、保安林。

露洞3547番地19、7万1,210平方メートル、保安林。

露洞3547番地20、7万2,606平方メートル、保安林。

露洞3547番地21、3,260平方メートル、保安林。

露洞3547番地22、5万2,972平方メートル、保安林。

露洞3547番地42、9,358平方メートル、山林。

茅野3548番地14、1万4,118平方メートル、山林。

茅野3548番地46、1万8,368平方メートル、保安林。

茅野3548番地47、8万1,998平方メートル、保安林。

合計で41万4,849平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市美並町上田3108番地、木尾自治会、自治会長 佐藤悟。

3、譲渡の理由でございます。地縁団体認可に伴い、市名義となっている木尾自治会所有の土地を当該自治会に移すためでございます。

裏面に位置図が資料としてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第126号については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第126号については、会議規則第46条第1項の規定により、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号については、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第127号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程11、議案第127号 工事請負契約の締結について（消防デジタル無線整備事業）を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第127号 工事請負契約の締結について（消防デジタル無線整備事業）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的であります、消防デジタル無線整備事業。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、6億4,575万円。

4、契約の相手方、愛知県名古屋市中東区猪高台一丁目1315番地、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部、部長 筒井祥夫。

5、工事の場所、郡上市内全域。

6、工事の概要、デジタル無線整備一式。

資料をつけておりますので、若干説明をさせていただきます。

3の工事場所ですが、小野の消防本部、それから稚児山、それと高鷲の鷲見、それから石徹白、それから小川、それぞれ基地局及び消防本部には設備を整備します。

4、工期、本契約締結の日より平成26年2月10日としております、工期は。

請負金額、請負者は、今説明をさせていただいたとおりです。

工事内容につきましては、無線装置としまして、多重無線装置、これ1回線、それから基地局無線設備、260メガヘルツ帯、市波が2つの周波数、県波が1つ、全国波が3つということで、市波というのは郡上市で使う周波数、これが2つの周波数、それから県波というのは、岐阜県内共通の周波数です、これが1波。全国波というのは、全国の共通波、これが3つの周波数になります。これだけを整備するということです。

移動局無線機につきましては、半固定局が5局、可搬局3局、車載局33局、携帯局29局、署活携帯局31局ということで、それぞれ整備をいたします。AVM装置、Ⅱ型ですが、これが26台、このAVM装置というのは、車両が何時に出た、何時に現場に着いた、または何時に放水をしたかというようなことがボタンを押すだけですべて指令室のほうに情報が入ってくるというものです。

次のページですが、局舎としましては消防本部、ここに指令課がありますけれども、指令課の今の建物の横に機械室を増築する。床面積は17.8平米です。あと高鷲基地局、石徹白・小川基地局にそれぞれ基地局、アンテナをつけて基地局のアンテナの局舎を設けるというものです。

鉄塔設備としましては稚児山、それから高鷲、石徹白・小川、それぞれ鉄塔を整備します。

非常用電源設備、発電機ですけど、それぞれ停電時に対応できるように記載のような出力の発電機を設置します。

あと、以降、基地局の設置場所、地図が載せてあります。それから、消防デジタル無線システム、中継局配置と通信エリアというようなことで、資料が載せてありますので、また、確認をお願いします。

一番最後のページですが、入札結果ということで、一番上段にありますように入札金額6億1,500万円、落札率は94.78%となっております。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（清水敏夫君） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄議員。

○6番（野田龍雄君） 野田です。この入札結果なんですけれども、落札率が94.78%ということで、2番目の沖電気は恐らくこれは予定価格といいますか、基準の価格を超えておるというように思います。それで結局、あとは辞退ということなんです、よくこういう特殊なもの、業者も非常に広域なところからということになると思うんですが、入札である以上はもう少し競争にならないといけないというふうに私は思うんですが、こうした結果をどういうように市としてはとらえてみえるかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどお話しがございましたように、いわゆる特殊なおかつ大きな技術を要するものの入札でございます。ですから、おのずと機械関係が固まってくるわけです。どこ製のものであるかといったような形が。ですから、この中には非常にそれに関連した販売店等々系列がありますので、そういった業者もたくさんあるということもたしかにこの中では見受けられるということです。

ですから、これは全国的にいわゆる導入しておる、最近の業者を拾いながら近いところで指名をしたわけでございますけれども、結果的に2社しか対応できなかったというのは、非常に残念なことではございますけれども、やむを得ないのかなということは思っております。

ただ、これで競争ができたかできなかったかということは非常に難しい問題でございまして、多分この辞退されたところもなかなか、うちのある程度の設計の内容を見ながらやっていった場合に、取れるか取れないかという判断もあったろうと思いますし、また、今現在、かなりのペースでこのデジタル無線の関係は事業が進められておりますので、その辺の自分ところの能力あるいは手の関係、仕事の請負状況等々判断されて辞退されたんだろうと思っております。

この落札率についてはこのくらい、我々はいつも言いますように設計をいたしまして、それなりの絞り込みもいたしながらやってきたものでございますので、この以内におさまっておれば、適当な入札率であつたろうということは思っております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄議員。

○6番（野田龍雄君） 特殊であるし、こういうやむを得ないという見解のようなんですけれども、理由の一つに機器が特殊であつて、業者によってその機器が扱えるか扱えないかということもあるんかというような感じのお話やつたんですけれども。恐らくどこでもこういう発注がされて、その結果がどうなっているかということは僕は知りたいというふうに思うんです。そういうようなことも調査されて、そして本当にもう少し参入もあつて、よりいい業者が参入できるようにしていくという

ようなことも大事じゃないかと思しますので、そういった今後の努力をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁は要りますか。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） おっしゃるとおりでございまして、我々としても本当にどの程度のものを、機械というのは非常に難しいものですから。もちろん、これは設計監理につきましても業者委託をしておりまして、今回の設計のほうについては、この計画を立てられた設計会社とそれから監理する会社は入札によって変わりました。ですから、その辺のところはかなりシビアには見てきておるということは思っておりますので。ただ、おっしゃったようにその地域、あるいは我々知らないところではどのような状況かということは、当然調査をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第127号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第127号については原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第128号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程12、議案第128号 工事委託変更協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第128号 工事委託変更協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）。

次のとおり工事委託に関する変更協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1、委託協定金額、減額の8,500万円でございます。これは協定金額の確定に伴います減額でございます。変更前が2億5,230万円、変更後が1億6,730万円としようとするものでございます。

2、委託協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号 日本下水道事業団 理事長 谷戸善

彦。

3、委託工事の場所、郡上市美並町白山地内。

4、変更の理由、入札差金等による。

1枚おめくりをいただきますと、資料がございます。まず、協定の概要で工期でございますが、この件につきましては昨年の9月に協定の議決をいただいたものでございまして、本協定9月9日から平成25年3月29日までの23、24年度の2カ年の事業で実施をしておるものでございます。

あわせまして、今回の変更で理事長が変更になっておりますので、あわせて本協定の際、変更をしたいというものでございまして、変更前が曾小川久貴、変更後は先ほど申しました谷戸善彦でございます。

協定金額の減額8,500万円の主な理由でございますけれども、一つはこの事業につきましては、下水道事業団と委託協定を結んで建設をするというものでございまして、下水道事業団のほうで入札を執行されます。この入札の差金によるものが約5,000万円ほどでございます。落札率につきまして問い合わせをしましたが、機械設備については73.28%、電気設備については82.37%ということで大きな減額の要因となっております。

それから、2点目の減額の主な理由でございますが、この工事につきましては全体計画がございまして、今回、面整備の完了に伴いまして処理場の増設を行っておるものでございますけれども、この中の汚泥の脱水機でございますが、当初3系列で予定をいたしておりました。この全体計画、今回、実施します際に、ここの見直しを行いまして、実は脱水機的能力計算をいたしますと、現状の認可でいきますと、約2.2基あればいいということで、全体計画は3基ということでございましたけれども、検討の結果、2条2基分で運用できるであろうというような判断の中で、コスト縮減という観点からも、3系列を予定いたしておりましたものを2系列で実施をするという内容の変更を行ったことが、そのほかの減額の主なものでございます。

工事の内容等につきましては、当初のとおりでございますので参考に記しております。

おめくりをいただきまして、位置図、それから施設内におけます今回の機械・電気設備工事の箇所につきましても、少し黒くなっている部分でございますが、参考に添付してございますのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第128号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第128号については、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第129号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程13、議案第129号 工事委託協定の締結について(特環 大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務)を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長(木下好弘君) 議案第129号 工事委託協定の締結について(特環 大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務)。

次のとおり工事委託協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成24年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、委託協定の目的、特環 大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務。
- 2、委託協定の方法、随意契約による。
- 3、委託協定金額、税込みでございますが、2億8,800万円。
- 4、委託協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号 日本下水道事業団 理事長 谷戸善彦。
- 5、委託工事の場所、郡上市大和町徳永地内。
- 6、委託工事の概要、水処理施設 機械設備工事一式、同じく電気設備工事一式でございます。おめくりをいただきまして、資料1をお願いいたします。

協定概要の工期でございますが、本案件につきましては、過日仮協定を締結いたしまして、議決をもって本協定とし、工期につきましては26年3月28日までとするものでございます。24年、25年の継続2カ年事業で実施をするものでございます。

建設工事の委託対象及びその内容でございます。まず、建設工事の対象でございますが、終末処理場でございまして、名称が特定環境保全公共下水道大和中央処理区大和中央浄化センターでございます。位置につきましては、議案等同様でございます。

排除方式につきましては分流式でございます。処理方式はオキシデーションディッチ法、処理能力につきましては全体計画では日最大1,380立米、今回このうち252立米の増設を行うというものでございまして、既設は1,128立米でございます。

建設工事の内容につきましてでございますが、反応タンク設備、最終沈殿池設備、汚泥脱水設備の機械設備工事の増設一式、それから水処理運転操作設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備の電気設備工事増設一式ということでございます。

随契理由につきましては、先ほど美並の事業と同様でございまして、市のこれまで実施をいたしております公共下水道事業で実績のある下水道事業団と委託協定により実施をしたいというものでございます。

おめくりをいただきますと、資料2と資料3で大和浄化センターの位置図、それから施設内におきます今回の機械設備、電気設備工事の箇所図が少し網かけの黒くなった部分で示してございますので、参考としていただければと思います。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄議員。

○6番（野田龍雄君） 今回、これまでもそうですけれども、日本下水道事業団に発注しまして、委託をしまして、実際の入札、決定をして、そのときにまた、今のよう形で差金が出てくるというような形で、流れていくんじゃないかと思っておりますけれども。

今、我々はこういうものは特殊ですし、ほとんどどのくらいのものでどうかというのはわからんものですから、こういう資料を見るしかないんです。これ見せていただきますと、先ほどの美並のクリーンセンターでは入札したらかなり減ったし、途中で脱水装置、これも1基減らしてやったというようなことがありましたね。本当ならばそういうことが可能なら、もっと前から僕はそうするとよかったのかなあ、なんて思って聞いておりました。

今回見ますと、この排除方式も分流式と同じ、オキシデーションディッチ法も同じ、処理能力については今回は252立方メートル、前回美並の場合は1,005立方メートルになっていますから、美並のほうがかなり処理量が多いというように見ます。汚泥脱水設備についても、これわからんのですけれども、この美並のほうは脱水施設ってここに書いてないやんな。建設工事の内容として。それで消毒施設でもないと思うし、何かほかのが入っているのかもしれませんが。そういった点で見ると、今回のほうが普通でいうともうちょっと安くなるんじゃないかというように思います。いやそうでないという理由があると思うんですが、そういう点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 説明をお願いします。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 下水道事業団の委託協定によりまして建設業務の執行につきましては、野田議員ただいま御指摘のあったとおりでございます。その方法で行ってまいります。

今回の案件につきましては、美並の案件につきましてはもともと半分をつくっております、それに増設をするということですからかなり共用部分がございます。大和の案件につきましては、説明をしませんでしたので申しわけなかったんですが、この処理方式でございますが、今回の処理方式はオキシデーションディッチ法というふうになってございますけれども、もともとの部分につきましては八幡町の都市環境と、それから和良の浄化センターと同じ処理方法で、好気性ろ床法方式ということで処理方式が異なっております。

好気性ろ床法方式につきましては、いろいろ利点等がございますけれども、水処理の今回、増設ということで、簡易型のOD槽ということで新規に建設するというようなことで実施をしておる関係で、何でということと言われますと、全く同じ施設でないものですから、共用部分もございますし、今回の部分は新たに設けるということでございますので、積み上げた設計の結果が金額的に差が出てるといってございまして、コスト縮減の観点ということで、先ほど御指摘がございましたけれども、今回この資料の3をごらんいただきますと、斜線部のちょっと網かけになっておる部分がございます、ちょっと字が小さくて見にくいんですけども、丸の、縦に見ますと左側になります、四角で囲んだところが斜めの斜線が引っ張ってあるところが丸の左のところに2カ所ございますけれども、一つは汚水ピット槽でございますし、もう一つは塩素混和池でございます。

一応、認可上はこの別の水処理の施設になりますので、この放流系統は別に認可上は準備する必要があるということで認可は取っておりますが、今回の事業につきましては、コスト縮減ということで、いずれは、場合によっては必要になってまいりますけれども、今回は既設の放流施設がございまして、それで共用して運用できるであろうという判断の中で、この部分でコスト縮減を図っておるということでございまして、認可上はこの二つがございまして、共用できる部分は共用しながら実施設計に今回あたっておるということでございますので。

金額の差につきましてはものが違いますので、繰り返しになりますが、積み上げの結果でございますのでお願いしたいと思いますし、コスト縮減につきましては今回は事前にできる部分につきましては、あたっておるということで御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ちょっとお聞きしてもずっと入ってこんのんですが、例えばこの地図小さいもので、図面がわかりにくいんですけど。この網かけしてあるところの左のところに斜めの斜線って言われてもちょっとわからんし、その言われた字も小さいもので、これ読みにくいんですが。丸の書いてあるところの左側ですか、今の。斜線。これのこっちの辺ですか。こう見とるやね。こうなんだ。ここ、これやね。はい。

そういう格好でなんでしょうが、できたらもうちょっと字を大きくするか、どうかでわかるようにしてほしいと思いますし、それから僕、増設ってこちらでも書いてあるもので同じだと思ったんだ。全く同じ格好だと思ったんですが、そういう違いが本当はわかるといいので、説明してもらえ
るなりなんかして、少しでも理解できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 要望でいいですか。

その他質問、質疑ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第129号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号については、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎報告第3号から報告第5号までについて

○議長（清水敏夫君） 日程14、報告第3号 平成23年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程16、報告第5号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とします。順次報告を求めます。報告につきましてはできるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

それでは、報告第3号の報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第3号 平成23年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度郡上市一般会計の繰越を行ったので次のとおり報告します。平成24年6月12日提出。郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。金額のほうにつきましては翌年度繰越額のほうを読まさせていただきます。

民生費、社会福祉費、老人福祉施設等整備補助金1,160万円でございます。

農林水産業費、林業費、道整備交付金事業4,278万8,000円でございます。

土木費、道路橋梁費、合併特例道路整備事業7,712万7,000円、辺地対策道路整備事業4,643万円、

社会資本整備総合交付金 1 億4,241万6,000円、河川費、急傾斜地崩壊対策事業97万4,000円。

都市計画費、まちづくり交付金1,599万円。

消防費、消防費、消防活動経費30万円、消防施設整備事業3,538万2,000円、災害対策事業費75万6,000円。

教育費、中学校費、中学校校舎等整備事業 3 億9,467万3,000円。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、林業用施設896万7,000円、公共土木施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、公共土木施設9,635万1,000円でございます。

合計が 8 億7,375万4,000円の繰越でございます。

○議長（清水敏夫君） 続いて、報告第 4 号、第 5 号の報告を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 報告第 4 号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、平成23年度郡上市簡易水道特別会計の繰越を行ったので次のとおり報告します。平成24年 6 月12日提出。郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして繰越明許費でございます。

資本的支出の建設改良費でございますが、事業名が神路簡水未普及地区解消事業区域拡張分でございます。

具体的な工事といたしましては、上神路の浄水場の築造工事でございます。これにつきまして4,500万円の翌年度繰越とするものでございます。工期につきましては 7 月31日を予定をいたしております。

続きまして、報告第 5 号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、平成23年度郡上市下水道事業特別会計の繰越を行ったので次のとおり報告します。平成24年 6 月12日提出。郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして繰越計算書を願いいたします。建設費でございます、事業名が特環 美並中央処理区建設事業でございます。

工事の内容といたしましては、機械・電気工事の23年度施工分でございます。翌年度繰越額が4,400万円でございます。

工期につきましては 7 月31日を予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 以上 3 件の報告が終わりました。質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号から報告第5号までの報告を終わります。

◎報告第6号について

○議長（清水敏夫君） 日程17、報告第6号 平成23年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 報告第6号 平成23年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について報告があったので、次のとおり報告します。平成24年6月12日提出。郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。平成23年度郡上市土地開発公社決算報告書。収益的収入及び支出でございますけれども、収入の部で事業収益としましてはございません。事業外収益としまして、受け取り利息4,139円でございます。

支出につきましては、事業原価はございません。販売費及び一般管理費ということで10万190円でございます。この金額につきましては、解散、告示費用としまして官報掲載の経費分でございます。

2 ページの資本的収入及び支出でございますけれども、収入支出ともございません。

3 ページをお願いします。損益計算書でございますけれども、事業総利益としましてはございません。販売費及び一般管理費としまして10万190円、事業利益としましてマイナス10万190円、事業外収益としまして受取利息が4,139円でございます。経常利益としまして、マイナスの9万6,051円でございます。当期純利益、当期利益とも同額のマイナス9万6,051円でございます。

次に、4 ページの貸借対照表でございますけれども、資産の部としまして流動資産、現金及び預金としまして68万4,837円で、流動資産合計としまして68万4,837円でございます。それで資産の合計としまして68万4,837円でございます。負債の部はございません。

次に、資本の部でございますけれども、基本金としまして500万円、基本金合計が500万円でございます。準備金の前期繰越準備金としまして78万888円、当期利益としましてマイナス9万6,051円で、準備金合計としまして68万4,837円でございます。資本金合計としましては568万4,837円で負債資本合計も同額でございます。

なお、この568万4,837円につきましては、平成24年の3月26日に一般会計のほうへ帰属しており

ますのでよろしくお願いします。

次に、6ページでございますけれども、23年度の事業報告としまして決算概要としましては、平成23年度郡上市土地開発公社事業計画並びに資金計画及び予算に基づく経営活動はありませんでした。販売費及び一般管理費は公社解散に伴う官報掲載費等10万190円の支出がありました。

また、事業外収益取引には予算額5,000円に対し4,139円の収益があり、事業外費用の支出はございませんでした。資本的収入もございませんでした。

財務状況としまして流動資産は現金及び預金が68万4,837円あり、流動負債はございません。固定資産につきましては長期定期預金500万円があり、固定負債はございません。土地の処分、今回の土地処分はありません。保有地もございません。

理事会等で議決いただいた事項につきましては、7件の議決事項をいただいておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 報告が終わりました。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の報告を終わります。

◎報告第7号について

○議長（清水敏夫君） 日程18、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。平成24年6月12日提出。郡上市長 日置敏明。

専決第2号専決処分、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決する。平成24年5月2日。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成24年3月6日、午前7時30分ごろ郡上市白鳥町石徹白39番地2、石徹白小学校の駐車場において校舎屋根から氷状になった積雪の固まりが落下し、駐車中の相手方車両にあたり破損させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、16万1,616円でございます。

○議長（清水敏夫君） 報告が終わりました。質疑ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第7号の報告を終わります。

◎議報告第6号について

○議長（清水敏夫君） 日程19、議報告第6号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

（午前11時32分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 野 田 龍 雄